

平成21年度第1回庁議 会議録

[日 時] 平成21年4月9日(木) 午前8時30分～午前10時05分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長及び各部局長

[会次第]

1 市長あいさつ

2 議 題

(1) 平成21年度予算執行方針について (企画部)

(2) 平成21年度部局執行方針について (各部局)

3 連絡事項

1 市長あいさつ

4月の人事異動がありまして、新たなメンバー構成での平成21年度初めての庁議となります。庁議は新居浜市の最高の意思決定機関であるということを、常に認識してこの会議に臨んでいただきたいと思います。今年度1年よろしく申し上げます。

本日の議題には各部局の執行方針があがっております。3月市議会で私から申し上げました平成21年度施政方針の着実な実現に向けて、各部局長がおおいに指導力を発揮し、部局、課所の職員が一丸となって事業の推進に取り組んでいただきたいと思います。

2 議 事

(1) 平成21年度予算執行方針について (企画部)

市長 では、議事に入る。まず、平成21年度予算執行方針について、企画部から説明をお願いします。

<企画部長が、別添資料、平成21年度予算執行方針関係資料に沿って説明。>

まず、本市の財政の現状認識を簡単にふれさせていただきたい。これまで三位一体の改革、平成16年災害の対応ということで大変厳しい財政運営を強いられてきた。この間市民の皆さんと一緒に歳入歳出の改革、また、市税の収入増加等もあり、10か年財政計画上では大幅な収支不足からの脱却はできたという状況である。しかし、昨年10月以降世界的な景気の悪化を受けて、平成21年度については、法人市民税の大幅な減少といったことで、起債の借入れあるいは財政調整基金

の取り崩しといったことで収支を整えたという状況である。今後も世界的な経済情勢は、不透明な中であるので、大変厳しい現状認識に基づいて、平成21年度の予算執行方針をまとめたということを理解していただきたい。

では、内容に入らせていただく。

まず、第1の全般的事項について。1の収支均衡による健全財政の堅持ということで、限られた財源で最大の効果をあげるよう、計画的・効率的執行に努めることとしている。2として、費用対効果の検証による事業の効率化と経費の節減にも努めることもあげている。また、3の市民への情報公開と協働の推進として、市政情報の適時適切な公開、提供を通じて、協働のまちづくりを積極的に推進することとしている。5の規則等の遵守として、新居浜市予算の編成及び執行に関する規則等を遵守することとしている。6の予算の補正については、制度改正等真にやむを得ないものとしている。7の資金管理の効率化とペイオフ対策として、これらに適切に対応することとしている。第2の歳入に関する事項に移る。ここからは時間の都合もあるので、昨年度からの変更点など、特に留意していただきたい点についてのみについて、ご説明する。まず、1の市税収入については、税負担の公平性の確保に努めるとともに、徴収率の向上に最大限の努力をするという内容である。2の使用料等であるが、これについても受益と負担の適正化を図っていくことである。5のその他収入は、既に取り組みをしてもらっているが、広告事業への取り組みについても積極的にお願いしたい。次に第3の歳出に関する事項であるが、まず1の執行計画については、各部局における自主管理、責任執行体制を基本とすることには変更はないが、予算の編成及び執行に関する規則に基づき執行計画を作成し、計画的な執行管理に努めるということとしている。次に2の予算の執行であるが、ここでは、(2)の公共事業等の計画的な執行ということで、地域経済に配慮するということが特に今年度は求められていると思うので、早期発注に努めていただくとともにあわせて工事コストの縮減にも努めることとしている。次に(4)執行手順と点検についてのイであるが、公金支払関係事務改善検討委員会で検討いただいた負担金、補助金、委託料等について支払事務について改善されているのでその点ご留意していただきたい。(5)の旅費についても旅費計算基準が一部改正されている。次に少し飛ぶが、3予算の流用については、先ほども申し上げたが、計画的な執行をお願いしたいということで、流用は最小限に努めていただき、やむを得ず流用を行う場合においても予算の不足することとなった理由の具体的な記載のないものについては、受付ができないものとさせていただきたい。最後に4その他の事項であるが、(1)の10か年実施計画の変更の必要が生じた場合には事前に総合政策課、財政課と協議していただきたい。また、今後想定される国の経済対策、既に出てきているが、適切に対応していただきたい。以上、平成21年度予算執行方針の概略を説明させていただいた。本日の庁議で決定いただくとそれをお示しさせていただきたいと思うので、各部局内での周知徹底をお願いしたい。

市長 只今の平成21年度の予算執行方針について、何か、ご意見、ご質問等はあるか。
ないようですので、平成21年度の予算執行方針については、ただいまの説明のよ

うに決定をするので、よろしく願います。

(2) 平成21年度部局執行方針について (各部局)

市長 次の議題に移る。平成20年度部局執行方針についてであるが、時間もないので、項目を絞って説明をお願いしたい。

なお、重要事業及び懸案事項については、5月の庁議で、あらためて報告することとしているので、本日は、重要事業・懸案事項として新規に追加しようとする項目、そして、廃止しようとする項目のみについて説明していただき、この庁議で追加・廃止の決定を行いたいと思っている。

長くなるので、3部ずつ願います。

<各部局長が、別添資料、平成第20年度部局執行方針に沿って説明>

<企画部長>

企画部では、全部で17項目を執行方針としている。重複している項目があるが、施政方針に掲げている項目が12項目、重要事業・懸案事項が5項目、新市建設計画が3項目、その他が3項目、目標管理が8項目としている。本日は、その内4項目について、説明する。

まず、項目番号3番の「次期長期総合計画の策定」について。現在の第四次長期総合計画の目標年度は、平成22年度で、残り2年間となった。昨年度は、市民意識調査を実施し、今年度は、中高生提言発表会や商工会議所等各種団体のヒアリングを通じ、市民の皆様の意向を改めて把握することを行いたい。並行して、庁内組織である総合計画策定委員会の設置、また、市民各界各層からなる新居浜市長期総合計画審議会を組織し、基本構想、基本計画の原案を今年度中に策定していきたいと考えている。現在の長期計画の成果や課題の整理、また、計画原案の策定等については、先ほど申し上げた庁内組織で行うので、各部局にご協力いただきたいと思いますと考えている。

次に、項目番号4番の「都市再生整備計画の進捗管理」について。平成19年度から平成23年度までを計画期間としている。平成20年度については、国の内示が、1億6,120万円増加するといったことで調整をしたところである。この事業については、駅前土地地区画整理事業を始めとして、中央環状線改良事業、国領川緑地再生整備事業、地域交流センター建設事業など、複数課にまたがる事業であることから、進捗管理を含め関係課と調整し、駅前地区の公園や中央環状線の立体交差工事などについては、平成20年度に前倒しして発注したところである。平成21年度についても、国費ベースで3,250千円、また内示を増やしていただいたのでその対応を現在まとめたところである。今年度は地域交流センター（金子公民館）、国領川緑地、市道専売公社南通り線などの工事が本格化することから、効果的かつ効率的に執行を進めていきたいと考えている。

次に、項目番号10番の「新居浜市行政改革大綱 2007（平成19年度～22年度）の着実な実施」について。平成20年度の取組については、行政改革大綱2007で設定している44の実施計画項目のうちそれぞれの主体課、取りまとめ課において年度目標を立てていただいた。その目標に対して、一定達成できたものが23項目、取組は行ったものの目標の水準まで達成できなかったものが10項目、未実施であったものが11項目であった。平成21年度の取組目標の設定について、現在、主体課、取りまとめ課に対して依頼をしている状況であり、自分たちの成果がどのよう

に市民の皆さんに実感していただけるかという視点で目標設定をお願いしている状況である。また、全庁的な取組としては、昨年度実施した「新居浜市職員満足度調査」を引き続き今年度も実施することとしている。また、平成20年度末に「新居浜市公の施設の管理運営状況について」をとりまとめた。その結果に基づいて、所管部局と協議を行いながら、指定管理者制度等の導入、検討を進めてまいりたいと考えている。

次に、項目番号17番の「駅周辺整備促進事業」について。駅前の駐車場・駐輪場、自由通路また駅前広場等の公共施設の整備方針については、建設部と共同で「新居浜駅前広場等整備検討委員会」において協議・検討中である。5月下旬を目標に素案を作成し、その後、パブリックコメントを行い、本年度上半期内に最終報告を行う予定としている。また、区画Aへの民間施設の立地については、「新居浜駅前大街区（区画A）土地利用調整会議」における提案競技を実施し、平成21年2月に進出事業者を内定している。現在、地権者との基本合意書締結に向けて協議をおこなっており、早期に締結に向け努力をしていきたい。芸術文化施設につきましては、民活を視野に入れた建設手法について改めて検討を行い、上半期内で手法の最終決定をした後、芸術文化等の関係団体や市民・市議会の合意を得ながら、規模や配置、運営方法などについて年度内に方向付けを行ってまいりたいと考えている。

<総務部長>

総務部の執行方針について説明する。総務部では、15項目を掲げているが、内7項目について順次、概略を説明する。

まず、「個人情報保護制度及び情報公開制度の適切な運用」については、平成19年度に、個人情報保護条例及び情報公開条例を全部改正し、職員の教育及び研修等を行い、平成20年度においては、申請等手続の手順説明会等を実施し、職員の資質向上に努めてきた。本年度は、個人情報保護取扱事務届出書の見直しや、行政資料の目録の整理等を行い、ポータル画面の、総務事務マニュアルに、個人情報保護制度及び情報公開制度の、参考資料を添付するとともに、引き続き、制度の適切な運用の徹底を図っていく。

次に、安全安心のまちづくり条例の制定について。平成20年度に、庁内検討委員会で素案を作成したあと、市民委員による新居浜市安全安心のまちづくり条例制定検討委員会を設置し、条例原案を作成した。今年5月に、パブリックコメントを実施し、9月議会に提案したいと考えている。

次に、防災行政無線整備について。防災行政無線は、別子山地区に、固定系防災行政無線が整備されているが、老朽化が進み、更新が必要となっている。このため、新市建設計画に登載し、別子山地域の防災行政無線の更新及び旧新居浜市地域の拠点整備を、全市一体のシステムとして、実施する計画としている。平成21年度において、実施設計を行い、平成22年度に別子山地区を、平成23年度に旧新居浜地区の整備を予定している。

次に、定員適正化計画について。定員適正化計画については、集中改革プランに基づく、定員の削減目標を、着実に実行するために、目標年度である平成22年度までの計画としていたが、来年度が、目標年度であることや、平成17年度当初と比較して、平成21年度当初は57人の減員となり、削減目標の達成が見込まれることから、今年度からは、従前の中期的な視点に立った5カ年

計画を策定していく。

次に、人材育成の推進について。集中改革プランに基づき職員数が減少している中、一層の少数精鋭により、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに的確に対応するため、本年3月に新居浜市職員研修基本方針を策定いたしました。職員の能力開発や能力活用を図るため、研修基本方針に基づく体系的、計画的な人材育成に努めるとともに、職員一人ひとりが、自らの意識改革や資質の向上に自発的、積極的に取り組める体制づくりに努めていく。

次に、「財産台帳の整備」について。土地・建物データを、連動検索できるようシステムを変更し、3月31日に、公有財産管理システムをポータル画面へ貼り付け、全庁の職員が検索・照会できるようにした。全庁的に検索・照会できるようにしたことにより「財産台帳の整備」を完結とする。なお、今後も財産引き継ぎのシステム化、データの整備、他の課が管理しているデータとの連携を図る等、「アセットマネジメント」に活用できるシステムを目指していく。

次に、「公的年金等からの特別徴収制度の円滑な実施」について。本年10月から個人住民税の公的年金等からの特別徴収の開始に伴い、年金受給者等へ制度の周知を行うとともに、社会保険庁など特別徴収義務者とのデータ授受のためのシステム整備及び基幹を行い、正確で適切な賦課事務の効率化を図っていく。

<福祉部長>

福祉部は、12項目のうち主要な項目について説明する。

まず、第1番の社会福祉協議会への市補助金及び委託料等の適正化について。平成19年12月19日に調査検討委員会を立ち上げ、平成20年度には、社協全体の事業の整理や業務分量の整理などを行い、平成21年度以降について一定の方向性が出たところであるが、平成19年度高齢者福祉センターの指定管理料において、市の監査指摘、予算特別委員会での質疑等を踏まえ、部としても引き続き、適正化に向けた協議を継続しチェック機能の強化を図りたいと考えている。

次に、2番のまさき育成園の建て替えへの支援について。平成20年度から具体的に取り組み、まさき育成園の要望に沿って、県との協議を進め、現地での建替えについて理解をいただいたところである。平成21年度の国庫補助についても、3月16日に、県から国（四国厚生支局）へ協議書を提出し、ヒアリングを受けたところである。市の支援としては、防災対策工事の実施と施設建設費への支援を行うことであり、国庫補助内示後、9月補正で予算計上し、事業実施を進めたいと考えている。

次に、3番の地域密着型サービス事業所の整備について。第4期介護保険事業計画における地域密着型サービス事業所の整備について、事業者の公募・選定を円滑に進め介護サービス基盤の整備を図りたいと考えている。

次に、8番の第三者評価制度の導入について。これは八雲保育園及び南沢津保育園についてであるが、20年4月から民間移管しているが、移管後の評価ということが従前から議論になっているので、今年度は愛媛県福祉サービス第三者評価機関に委託をして、評価をしていきたいと考えている。

次に、10番の特定健診の受診率向上について。これは、昨年度、はじめての取組みということ

で、周知・啓発不足もあり受診率が低かったが、本年度は受診率の向上に全力をあげたいと考えている。

次に、11番の悪質滞納者への滞納処分（差押）の積極的な実施について。差押えは昨年度から始めたが、本年度は昨年度の実績を踏まえ、マニュアルを作成し、差押事務の効率化を図り、徴収率の向上に努めたいと考えている。

最後に、12番の新型インフルエンザ対策について。新型インフルエンザの発生に備えた対策は、国では今年2月に「新型インフルエンザ対策行動計画」の全面改定及び「新型インフルエンザ対策ガイドライン」が策定された。愛媛県では「新型インフルエンザ対策行動計画」の改定が国の改定に合わせ検討されている。今後、県の改定が具体的になれば、県の指導のもと、市の体制について協議したいと考えている。

市長 長期総合計画の市民アンケートの結果はまとまっているか。

企画部長 はい。現在分析中です。

市長 審議会とかは、イメージが湧くが、市民参加のやり方はどうか。

企画部長 先程も申し上げたが、若い方、中高生の意見を聞くような場、あるいは、商工会議所等各種団体や企業ヒアリングを考えている。もうひとつできれば、まちづくり校区集会を活用できないかと考えている。まちづくり校区集会は、時間の制限もあるし、地域の方々が中心にされることであるので、そのあたりについて協議しているところである。

市長 財産台帳は、建物と土地か。

総務部長 建物と土地の両方である。

市長 分厚い本となっていたものか。

総務部長 はい。

市長 それが全部見えるようになったのか。

総務部長 はい。

市長 ポータル画面で見えるのか。

総務部長 先月末見えるようになっている。

<市民部長>

18項目の執行方針を提出している。内10項目について概要を説明する。

まず、2番の協働事業推進のためのガイドラインの見直しについて。平成19年度に策定した「協働事業推進のためのガイドライン」は、今年度が3ヵ年スケジュールの最終年度にあたることから、今年度中にガイドライン見直しと平成22年度以降の事務スケジュールを決定する必要がある。中でも、協働事業市民提案制度において現在未実施である「市民が事業主体となって取り組むことにより、コストやサービスの質の面から、市が実施するよりもプラスになる提案の募集」について、事務事業評価の活用など、関係課所と連携しながら今後の進め方を協議していく。

次に、3番の国際化基本計画の推進について。昨年度策定した新居浜市国際化基本計画に基づき、ボランティア団体等との連携を図りながら、施策の具体化をはかり、多文化共生をキーワードとし

た国際化を進めていく。平成21年度は、まず、外国人のためのボランティア登録や中国語版市内地図の作成などを行っていく。

次に、5番の地域コミュニティ活動への支援について。昨年度、新たに魅力あふれる地域コミュニティ創生事業をプラスして創設した「地域コミュニティ活動支援交付金」の円滑な運用を図るとともに、低下し続ける自治会加入率の向上に市連合自治会のみなさんと一緒に取り組むことが重要になってきていると判断し、新規項目とした。

次に、8番の消費生活の安定と向上について。県が造成した地方消費者行政活性化基金の有効活用を図り、消費生活相談体制の充実・強化をはじめ、関係機関・消費者団体等との連携強化、消費者啓発・自立支援などの事業に取り組みながら、本市として、消費生活センターへの移行・設置の方向性について、検討する必要があるため、同じく新規項目としている。

次に、9番のまちづくり校区集会の実施について。平成20年度に引き続き市と連合自治会の共催で、市職員をまちづくり校区集会の運営全般に携わる「まちづくり推進員制度」を導入・実施し、課題の克服と行政と住民の信頼関係の構築に努めていく。なお、本年度のまちづくり校区集会では、現在、総合政策課と調整中ではありますが、第5次長期総合計画の策定に向け、市民代表による意見提案の場（時間）を設定する方向で今協議をしているところである。

次に、10番のコミュニティFM局による市民参加と情報提供について。これまで、コミュニティFMの導入に向けて調査、検討、協議を重ねてきたが、コミュニティFM局の設立、運営には多額の経費負担が必要となり、現状では行政主導による導入は困難であると判断したことから、項目から廃止したい。

次に、11番の市民参画型の広聴との推進と情報公開制度等の充実について。広聴票、市長への手紙・メール、市政モニターなどの広聴活動、また会議や議事録の公開、市民意見提出制度等の情報共有手段について、検証・改善等を行いつつ、積極的に取り組んでいく。

次に12番の人権条例の運用について。平成19年3月に「新居浜市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、人権尊重の理念をもって「まちづくり」を進めることが市政の基本となった。さらに平成20年度には人権施策を効果的に推進することとした「新居浜市人権施策基本方針」を策定したが、今後も市民の皆さんの理解と協力を得ながら、家庭、学校、地域社会、職場などあらゆる場において、人権をより身近な問題として捉えることができるよう人権啓発の取り組みを進めていく。

次に、16番の女性の参画率向上について。第4次長期総合計画における平成22年度（最終年度）までの目標参画率は50%であるが、平成20年4月1日の参画率は29.5%となっており、目標達成には相当の努力を要する。今年度は特に各部局との連携を図りながら、委員会審議会等への女性の登用促進を積極的に進めていく。各部局の協力をお願いする。

最後に、18番のワンストップサービスの実施について。市役所に来られた市民の皆様のご案内や窓口での各種手続きのお手伝いをするために、本年4月1日から本庁舎1階の市民課にフロアマネージャーを2名配置している。さらに市民の利便性の向上を図るため、住民異動届等に伴う各種届出等、複数の課にまたがっております各種申請、届業務をできる限り一箇所で行えるような総合

窓口の設置を目指しまして、引き続き「ワンストップサービスプロジェクト会議」において、実施内容や実施時期及びその方法等について、具体的に検討を進める必要があるため、新規項目とした。

<環境部長>

環境部の執行方針は全部で14項目である。そのうち8項目について説明する。

1番の「ごみ分別収集事業」について。ごみの発生抑制とリサイクルをさらに進めるためリサイクル施設の整備にあわせて分別区分、収集方法の変更を平成21年10月から実施する。実施にあたっては、市民の皆さんへの周知を十分に行い徹底を図りたい。

2番の「ふれあい収集事業」について。家庭ごみをごみステーションに持ち出すことが困難な高齢者、障害者の世帯などに対し戸別収集を試験的に10月まで行い、10月から本格実施を行う。

7番の「新墓園計画」について。平尾墓園の基数が残りわずかとなりましたことから、新たに高齢者世帯や核家族化に対応した合葬式墓地を平成22年4月の供用開始を目指して平尾墓園内に建設する。

8番の「公害防止協定の見直し」について。昭和45年住友企業等と公害防止協定を締結していたが、公害防止の観点から地球温暖化など環境保全へと変化する中で、今年度中に協定の締結をする。

9番の「地球温暖化防止新居浜地域協議会」について。急速に進んでいる地球温暖化に全市民的に取り組むため、今年度中に設立を検討する。

12番の「下水道事業経営の健全化」について。平成18年度下水道使用料改定時の財政計画期間が、平成21年度で終了するため、平成22年度以降の新たな財政計画に基づき、使用料改定の検討を行う。

13番の「下水道の啓発活動の推進」について。緊急雇用対策事業を活用し、公共下水道未接続の家庭を訪問し、水洗便所改造資金融資斡旋制度の周知を通じて更なる水洗化率の向上に努める。

<経済部長>

まず、経済部のミッションを申し上げる。広域に枢要な位置を占め、影響を与え、健全な都市間競争をリードする本市経済の振興と活性化を遂行する。このミッションに基づき、平成21年度の経済部執行方針28項目を設定した。主要な8項目について説明する。

まず、項目番号2「中小企業で働く人の教育・福利厚生システムづくり」について。新居浜地域勤労者福祉推進懇談会において、本年3月、報告書がとりまとめられた。4月中に市長への報告が行われる予定である。この報告に基づいて対応を考えていきたい。

項目番号5「ものづくり産業育成ビジョンの策定」について。今年度、「ものづくりのまち」としての事業展開の方向性や新たな産業施策についての産業ビジョンを策定するものである。策定に際しては、策定委員会を設置し検討する予定である。また、検討に必要な基礎資料の作成については、専門のコンサルタントに委託し、ものづくり企業へのアンケートやヒアリングの中で、現状の把握、課題等の抽出・分析を行う予定である。

項目番号9「(有)悠楽技の経営改善推進」について。(有)悠楽技については、一時の財務的な危機状況を脱しているが、まだまだ安定した運営に向けての作業が必要である。サービス改善の向上、

また、新たな観光資源の発掘等、会社の経営体制の見直しを実施し、別子山支所と連携して社員等への改善指導の強化を図っていく。

項目番号10「筏津山荘改築事業」について。現在、過去に示された改築案を基に、別子山地域審議会委員と協議を行っている。あわせて地域住民の意見も聞きながら、今年度早期には筏津山荘の改築プランをまとめたいたいと考えている。そして、基本設計・実施設計の実施を行い、平成22年度着工に向けて予算化を図っていきたいと考えている。

項目番号11「運輸交通体系の整備推進と地域循環バスの導入」について。昨年度策定いたしました、都市交通計画に基づきまして、順次の運輸交通体系の整備を行う。特に、地域循環バスについては、実証実験を行うための具体的な計画案を今年度策定する。

項目番号13「農林水産業の振興と地産地消の推進」について。新居浜産農産物のキャッチフレーズ、マスコットキャラクターを設定し、地産地消の推進、地元農産物の消費拡大に繋げていきたい。また、平成22年度から実施予定の学校給食用食材の契約栽培や本市独自の耕作放棄地対策についても取り組んでいきたい。漁業については、地場消費への支援として、地域の児童によるヒラメの稚魚の放流体験をしてもらい、「つくり育てる漁業」の推進を図っていく。

項目番号21「老朽化した揚水機の更新や維持管理」について。市内には130余りの揚水機があり、その内半数以上が耐用年数を超過しているというところに直面しており、その更新や維持管理が計画的に実施できるよう取り組んでいく。平成21年度は、これまで以上に土地改良区と連携を保ちながら揚水機の状況をさらに詳細に把握し、効果的な施設の補修と更新を図るための予算獲得に向けて資料整理を行う予定である。

項目番号27「別子山地区飲料水供給施設整備事業」について。別子山地域内の2か所の県条例水道（弟地地区、保土野地区）を含めた33か所の給水地区を8か所程度に統合し、県条例水道並みの水道施設を整備しようとするものである。本年度は、水質検査、水量調査や住民意向調査に基づく基本設計を行う。全体のスケジュールとしては、平成22年度は実施設計、平成23年～25年にかけて飲料水供給施設を整備していく予定である。なお、総事業費は5億6000万円余りを予定している。

市長 ふれあい収集事業はどうか。

環境部長 4月1日から10件程行っている。

市長 基準は作ったのか。

環境部長 基準は去年作っていたものを今年度も使っている。シルバー人材センターにお願いしている。今までは、作業員がしていた。

市長 対象は、去年していた人をそのまましているということか。

環境部長 そうです。いまからどれだけ広げていくかということです。

市長 10月までもひろげていくということか。

環境部長 10月までには、100名ぐらい広げていきたい。

市長 シルバー人材センターは、契約か委託か。

環境部長 4月から随意契約です。

副市長 経済部、「ものづくり人材育成研修施設」は項目にあがっていないのか。

経済部長 基本的には、来年度以降となる。今年は、ものづくり産業育成ビジョンを策定し、その中で、ものづくり人材育成研修施設が必要であるとの位置づけをしてスタートするのが良いと考えている。

<建設部長>

全部で13項目を掲げている。そのうち7項目について説明する。

項目番号2番「国領川緑地の再生整備」について。昨年度、作成した実施設計に基づき、今年度から特にトイレ等の便益施設を先行して整備いく。また、河川敷利用者の代表者からなる「国領川緑地利用者協議会」を引き続き開催し、不法占用工作物の撤去をはじめとした河川敷の利便性向上と適正な利用につながる取り組みを進めていく。

項目番号3番「用途地域および特定用途制限地域の見直し」について。既成市街地周辺部にある用途白地地域の用途地域への編入について、引き続き県及び農林等関係機関との協議を進めていく。

項目番号4番「駅前土地区画整理事業」について。平成20年度末での進捗状況は、施行面積27.8ヘクタールの内、約23ヘクタール余りのエリアが施行済みとなり、進捗率約82%となっている。また、地区内330戸の内、先行買収分も含め約322戸の移転補償が完了となる。今年度も引き続き、道路・上下水道などの公共施設や宅地造成工事、建物移転を行う。駅前広場については、基本計画を策定する予定としている。

項目番号6番「角野船木線」について。山根公園から新居浜インターチェンジまでの間、全長約1.7kmを3つの工区に分割し、第1期工区として平成16年度から種子川地区延長327mの整備を行っているが、一部建物移転の遅れている所につきましては、移転が完了次第、早急に整備を行い供用を図っていく。また、第2期工区である高祖地区延長680mについては、今年度地方道事業の採択を受ける見込みであり、補助内示及び交付決定が下り次第、用地買収及び物件移転補償に着手していく。

項目番号7番「西町中村線」について。西の端交差点から旧国道の間、延長170m間について、幅員20mでの拡幅及び右折レーン整備を行うものでありますが、用地買収については、平成20年度で完了していることから、今年度、残工事を実施し、年度末までには供用を開始する。

項目番号9番「橋りょう長寿命化修繕計画の策定」について。老朽化する道路橋の予防的な修繕と計画的な架け替えにより、橋りょうの延命化を図り、修繕及び架け替えに係る費用の縮減を目的に策定するものである。この計画策定は、平成26年度以降の国庫補助による橋りょうの補修・架け替えの必須条件となることから、市道に架かる橋長15m以上の道路橋78橋について橋りょう点検を実施し、長寿命化修繕計画を策定してまいります。

項目番号11番「民間木造住宅耐震改修事業」について。来るべき南海地震に備え、耐震化の啓発を目的として、民間住宅の耐震改修工事に係る費用の一部を補助しようとするもので、今年度、事業が開始できるよう取り組んでいく。

<議会事務局長>

執行方針項目2項目を掲げている。

項目番号1番「議会の活性化」について。市議会においては、平成20年6月に「議会改革調査特別委員会」を設置し、付議事件として「議会改革に関する調査」と「議会基本条例に関する調査」を行うこととしている。昨年度は、議会改革の第1歩として、議会の審査機能の更なる向上を図るため、新たに予算特別委員会を設置して当初予算審議を行ったところである。「議会改革調査特別委員会」においては、今年度も引き続き付議事件の調査に取り組む予定であるので、議会事務局としても、「議会改革調査特別委員会」に歩調を合わせて、更なる議会の活性化に取り組んでいきたいと考えている。

項目番号2番「市議会本会議のCATV録画放送及びインターネット映像配信」について。平成11年9月から実施をしているCATVによる本会議の生中継に加えて、平成19年度からは録画放送及びインターネットによる映像配信を開始し、市民の視聴できる機会を増やすとともに、昨年度は議場映像設備を更新したことにより、安定した映像配信やスムーズなカメラワークが可能となった。今後においても、一人でも多くの市民に視聴していただき、より市民に親しまれる開かれた議会を目指すという視点にたった運営を行うことにより、議会の活性化がさらに図られるものと考えている。

<水道局長>

7項目あるが、2番は割愛する。

項目番号1番「水道料金等収納業務等の包括的業務委託の実施」について。平成22年度から、検針・調定・滞納整理等、一連の水道料金・調定収納関係業務の包括的な業務委託と料金システムの見直しを行うため、平成21年度は業務の基本仕様を定め、委託事業者を決定する。

項目番号3番「瀬戸・寿上水道問題への取り組み」について。現在、瀬戸・寿上水道組合が、瀬戸・寿連合自治会の一つの部会に位置づけられる規約改正についておおむね了承されていると伺っている。市との窓口が明瞭となり、協議が円滑に進む環境が整いつつある。また、平成21年度に入り庁内組織も整備された。今後の取り組みは庁内組織で決定することになるが、平成21年度は、連合自治会及び単位自治会等への説明会を開催し、地域の方々の理解を深めることで、市水道との統合へ機運の醸成を図り、具体的な協議に入りたいと考えている。

項目番号4「老朽配水管布設替の促進」、5「有収率の向上」、6「上水道の安定供給」については、「水道水の安定供給」という点で共通しているため一括して説明する。

まず、老朽配水管の布設替については、継続して計画的に取り組んできたが、平成21年度は、市道登り道線、県道新居浜港線などの幹線配水管を耐震継手で布設替する。次に、有収率の向上について、漏水防止の観点から説明する。これまで漏水防止対策は、どちらかと言えば職員の技量に依存しがちであったが、平成21年度に「計画書」として体系的に整理し、有収率の向上により効果的に取り組むとともに、技術の継承につないでいくものとした。現在考えているのは、将来にわたり漏水防止効果のある耐震・耐久性を考慮した設計施工、老朽管及び漏水多発管路の布設替等予防的対策に比重を置いて推進し、より安定した給水を図っていきたい。次に、上水道の安定供給については、年次計画に基づき電気、機械設備等の更新整備を行い、その信頼性を向上させ、更なる安定供給に努めたいと考えている。また、上部給水区の安定給水を図るため、「新

山根配水池」の建設に取り組む。平成21年度は、総合的な建設計画策定後、実施設計を行うこととしている。

項目番号7「工業用水道の安定供給」について。工業用水道の安定供給については、土地区画整理事業に伴う工業用水道配水管布設替を施工するが、この機会をとらえ、老朽化や地震などによる配水管の破損や断水、JR施設への被害を未然に防止するためJR敷地内の配水管布設替工事を施工する。工事に際しては、関係機関等（JR、給水企業、建設部等）との綿密な協議を行い、土地区画整理事業の進捗と整合を図りながら、可能な限り短期間の断水で工事が完了するよう工夫を行い、給水の安定に努めていきたいと考えている。

市長 国領川の事業は、まず何から始まるのか。たとえば水から始まるのか。

建設部長 先ほど申し上げたが、面的には、新須賀あたり、新高橋から敷島橋の間の面的なグラウンド等の整備を考えている。それとトイレを全体はできないが、約半分程度まず整備をしたいと考えている。

市長 水道を引くのか。

建設部長 まだ具体的にどうするのかわからない。

副市長 新年度そうそうには許可となる。

建設部長 5月中くらい目途とは伺っている。

市長 新山根配水池は、地元の説明には入ったのか。

水道局長 関連する自治会は3つある。先日、種子川自治会に行ったが、あと2つも日程を行い、説明して調整して理解をしていただくことにしている。種子川自治会長さんは、調査であれば、総会等に諮る必要はないのではないかという意見であった。

<教育委員会事務局長>

執行方針9項目の内、3項目について説明する。

項目番号7「特別支援教育の充実と一貫した支援システムの構築」について。本年度、準備室から発達支援課として正式にスタートした。障害や発達課題のある子ども一人一人のニーズに応じて、保健、福祉、医療など関係機関と連携しながら、子どもの成長に応じて的確な支援が受けられるように、一貫した支援を行っていく。本年からその支援の中心となる個別の支援計画を作成する予定であるが、保育園や幼稚園から小学校、小学校から中学校、中学校から高校と引き継ぎが重要視される子どもに留意し、約300件作成する予定としている。作成に当たっては、発達支援課が中心となり、学校等の現場と保護者と共同で計画を作成をする予定である。また、発達や就学に関する総合相談窓口機能の強化、障害の早期発見のために乳幼児健診時の診断ツールの導入調査や幼稚園、保育園への定期的な巡回相談の実施、障害の発見後の子どもの療育と保護者への支援のために早期教育相談を実施する予定としている。また、国の発達障害早期支援モデル事業を活用した人材の育成や職員の研修、講演会の実施、今後の事業展開を図るために協議する場として、検証機関としての発達支援協議会を開催する。その他、本年から4名から6名に増員して配置する学校支援員、障害のある児童生徒の状況に応じて配置する生活介助員、情緒障害学級指導員等、特別支援教育の充実に努め、発達支援システムの体制整備を進めていく。

項目番号8「地域主導型公民館への移行」について。平成20年度に移行した金子、惣開、若宮、泉川公民館に加えて平成21年度から新居浜、金栄公民館が地域主導型公民館に移行した。全ての公民館の地域主導型公民館の移行目標年度は、平成23年度としているが、そのためには地域の特性を十分に反映させることが重要である。これまでの話し合いや移行公民館の実績を見ると、校区人口や公民館利用頻度等の格差を反映させた運営形態や運営審議会委員の柔軟な設置基準などを求める声もある。そのため検討委員会を設置し、十分な協議を重ねた上で10月末を目途に意見を取りまとめたいと考えている。今年度も各公民館との協議を重ね、趣旨説明、広報啓発を行い、検討委員会の意見も生かしながら地域住民が主体的に取り組む地域主導型公民館への転換を図っていく。

項目番号9「学校図書館の機能充実」について。平成20年度から、学校図書館の資料の廃棄・配架等の環境整備指導や購入図書・読書案内等の読書活動指導のために学校図書館支援員4名を各学校に派遣しているが、1年目は、小学校を中心に15校の支援を行い、学校図書館の機能充実を図った。平成21年度は、残りの学校の環境整備の支援を行うが、それと共に、学校図書館支援用図書（百科事典・年鑑・調べ学習に必要な図書等）を用意し、必要に応じて学校に提供することにより、学校の調べ学習の支援を行い、学習活動における学校図書館活用推進を図る。

<消防長>

消防本部の執行方針6項目の内、3項目について説明する。

項目番号1番「総合的防災体制の強化」について。今年度の最重点課題となる消防広域化である。昨年9月に広域化の枠組みを県下1ブロック、又は3ブロックとする愛媛県推進計画が策定された。しかし、市町間等の調整が難航し、枠組みの決定には至っていないが、遅くとも今年度中には枠組みが決定され、消防本部の位置・名称・組織、消防団や関係機関との連携などを定めた運営計画の策定が見込まれることから、これに向け準備を進めながら、平成24年度中の広域化の実現を目指していく。また、自主防災組織については、地域の連携・協力体制の構築と実効性のある自主活動を目指して育成指導し、地域防災力の向上に努めいく。

項目番号2番「消防団の活性化」について。高津消防分団詰所の年度内完成を目指していく。また、昨年に引続き団活性化委員会を開催し、各種問題の協議をし、解決に取り組み活性化を図りたいと考えている。

項目番号5番「警防体制の充実」について。常備車両1台・非常備3台のポンプ自動車など計4台と南署の救助工作車を更新整備し、消防活動の迅速化と救助体制の強化を図りたいと考えている。また、別子山地区に耐震性貯水槽1基を設置し、遠隔地の消防水利を整備し、警防体制の充実を図りたいと考えている。今年度は人的体制において厳しい状況下にあるが、市民の安全確保が最優先であるので、出動体制の堅持と消防活動の迅速・確実化を図り、元気な消防づくりを進めていく。

<出納室長>

部局の執行方針項目は、「厳正かつ効率的な会計事務執行」である。

今年度、出納室においては、『現金及び物品の出納・保管並びにこれらに関する会計事務を適法かつ適正に処理』することで、『正確性、透明性を確保した信頼される会計事務の執行』を基本に、

引き続き取り組んでいきたいと考えている。支出証憑の審査にあたっては、法令または契約に違反しないか、金額の算定に誤りがないか、正当な債権者であるかなど厳正なチェックを行い、支払遅延防止法に抵触しない適正な支払いを実施してまいります。

なお、平成21年度におきましては、新居浜市公金支払関係事務改善検討委員会において平成20年度に作成した補助金や委託料等の支払い事務の改善策を着実に実行に移し、また、使用料や補償費等の改善につつまして、当委員会での協議検討を進めていく。

また、公金の保管については、ペイオフ全面解禁対応方策を遵守し、安全かつ確実な出納保管に努めていく。

なお、毎年度実施しております出納事務研修会を、今年度は4月14日に開催し、新しく証憑の作成担当となった職員にも参加できる研修会として、歳入、歳出に係る事務の公正、確実かつ迅速な執行を図っていききたいと考えている。

市長 昨日、今治市の特別支援学校の分校の入学式があり、高等部にも9名入学され、全体的では、四国中央市の方が多かった。四国中央市、新居浜市、西条市ということで大変喜んでいただいていた。また、特別支援教育の小学校のお母さんからお手紙をいただいていた。学校長とか担任の先生、発達支援課も喜んでいたので、これからもよろしく願います。

分団詰所は、年度末までかかるのか。造成はできていたが。

消防長 少し土地が落ち着くのを待って、それから建設ということになるので、6月以降のことになると思われる。

市長 出納室長は、会計管理者ということになるので、よろしく願います。

<監査委員事務局長>

監査委員事務局は、1項目である。

平成21年度の監査実施計画の基本方針としては、前年度に引き続き厳しい財政状況のなかで、効果効率的な予算の執行、更には第四次新居浜市長期総合計画及び新市建設計画の目標実現に向けた、民主的かつ効率的な行政の執行がなされているか、市民感覚の目線も加え監査を行っていく。

また、監査の結果については、市長はじめ、関係機関に報告するとともに各公民館や本市のホームページ等を通じ市民に公表する。

<農業委員会事務局長>

農業委員会事務局は部局執行方針として5項目掲げており、その内3項目について説明する。

まず、1番目「農地法関係の適正な運用」について。農地は、食料の生産基盤であり、また本来の機能保持に加え自然災害を未然に防ぐなど地域財産として市民生活の「安全と安心」に寄与している。このことは、農地法を遵守することにより優良農地の確保と計画的な土地利用を図り、秩序が守られた結果において機能するものであり、「農地転用の業務」や「農地の権利移動」について、適正かつ的確な執行に努めるとともに、各地域において耕作放棄地が増加していることから、日頃からの農地パトロールを更に強化するとともに、耕作放棄地の実態調査による追跡調査を行い、新たな耕作放棄地、無断転用、ヤミ小作等の未然防止の強化に努めていく。

3番目「農地の利用集積及び優良農地の確保」について。認定農業者や認定農業者志向農家（今

後、認定農業者になりうる農業者)等、本市の農業を支える適正な担い手への農地の流動化を促進するため、農業関係機関・団体と連携して、各地域の情報をもとに農地の利用調整活動に努めていく。

4番目の「景観形成作物取り組み事業」について。数年間やっている事業ですが、遊休、荒廃農地が年々増加している中、遊休農地解消対策の一環として、市内3カ所の遊休農地で実施している景観形成作物の作付けを継続し、遊休農地所有者等への啓発を行うとともに、農地性の維持、地域の景観保全に努めてまいります。

<港務局事務局長>

港務局は、3項目である。

1番目「港湾改修重要事業」について。この港湾改修重要事業については、社会環境の変化に対応した、総合機能を有する港湾の形成を図るため、東港地区の黒島工業団地側に水深7.5m岸壁及び水深5.5m岸壁を整備するものである。水深7.5m岸壁については、大規模地震時に対応した耐震強化岸壁でもあり、本市の地域防災計画で位置づけた緊急輸送ネットワークを形成する海上輸送拠点として、平成23年4月の暫定供用を目指し整備促進を図っていく。また、本年度は建設中の岸壁と既存の「臨港道路多喜浜ふ頭線」を結ぶ道路整備に着手する。

2番目「ふ頭用地造成事業」について。先程の港湾改修重要事業で整備している岸壁の背後に同岸壁で取り扱う貨物の荷捌きや一時保管のために、2.2haの用地造成を行うもので、本年度は、ふ頭用地の地盤改良工事と合わせて、ふ頭内道路の整備に着手する。

3番目「国際物流ターミナル整備事業」(新規項目)について。この事業は、新居浜港港湾計画で菊本沖に計画しており、物流網の構築を図り、地域産業の高度化・活性化を促進するためのもので、事業の具体的な課題の抽出を図り、調査・研究をしていく。

<選挙管理委員会事務局長>

選挙管理委員会事務局の執行方針について説明する。

平成21年度は、9月10日が任期満了となります衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行が予定されている。選挙管理委員会事務局としては、この選挙の適正な執行を図ることを、重要な課題と位置づけている。

市長 衆議院議員総選挙があれば、よろしく願います。

主な執行方針について説明していただいた。また、追加、変更等があれば、随時、訂正や追加をお願いしたい。改めて、5月に他の項目については、お聞きしたいと思う。それでは、各部局の執行方針については、以上で終わる。他に連絡事項等あるか。

副市長 3月に行われた予算特別委員会でいろいろ議論があったのですが、そのなかで、検討課題や議論となったなかで、私の方で気になったところを言うので、今後、検討していただきたい。

まず、1つは、国領川の河川敷の交通公園があまり利用されていないが、これの利活用方策、あるいはもう廃止するのか、今ちょうど国領川の河川敷の整備計画が

進んでいるので、1度検討をするべきではないかというご指摘があったと思う。

これと関連するのですが、交通安全対策の警察との役割分担、具体的に言うと交通安全協会との関係ですが、補助金を含めて、それぞれ行政がする分野と交通安全協会と警察がする分野との仕分けが必要ではないかというご指摘があったと思う。

それから住宅新築資金の回収が議論になったと思う。

それから阿島土地改良区の水利使用料についても対応する必要があるとのことなので、一応整理をしていただきたい。

それから廃棄物処理センターの処理料が高いので、何とかならないかという指摘があった。これは、PCBとの関係もでてくるので、検討をしていただきたい。

それから公共下水道と都市計画税との関係がどうなっているのかとの議論があったと思う。用途地域の見直しを含めて検討が必要である。

それから市営住宅の整備計画、古い住宅が多くあるが、何とかする必要はあるのではないかという議論があったと思う。

それから税金は、もちろんですが、使用料、手数料等の滞納整理を何とかする必要があるのでないか。これはまた、検討組織を作ってやるべきであると考えている。

最後に瀬戸・寿の水道問題、これも検討・対策班もできましたので、その中で検討していただきたい。

私が気づいたのは、その程度ですが、議事録が議会のほうでまとめてもらっているので、議論になった問題については、検討をしていただきたい。

2点目は、今、国の補正予算が言われているので、情報収集に努めていただいて、取り入れられるものについては、積極的に取り入れてもらいたい。

企画部長

定額給付金について、昨日庶務担当者会でも説明させていただいたが、支給事務が本格化するということで、体制としては、企画部の総合政策課が中心となってやっているが、臨時職員、派遣職員、それと庁内的には5名から10名の応援勤務をいただくという形で現在対応すると考えている。庁内の場所であるが、1階に選挙の時のようにブースを作って、そこを受付としている。それと5階の大会議室を事務室という形で用意している。スケジュールは、4月13日に申請書を送らせていただく。これは、2月1日が基準日なので、2月1日の世帯構成で送らせていただく。それぞれのお宅に着くのが、大量に送るので、3日とか4日ぐらいかかるかもしれないが、到着すれば、いろいろな反応がでてくると考えている。内容をチェックして返送いただくが、返送していただいた後、チェックして順次それぞれの方が指定された口座へ振り込んでいく。4月下旬頃から始まっていく流れとなっている。大きな流れは以上であるが、どうしても口座がない方については、現金給付となるが、それについては、6月1日以降に、現金を給付する日を通知していく形で対応していく。取扱マニュアル等掲示板に登載するので、見ていただきたい。

市長 協力体制をとってよろしく願います。
ふるさと雇用はまだでてるのか
企画部長 今のところ3件です。
市長 それは5月の臨時議会でやるのか。
企画部長 はい。
市長 まだあるのか。
企画部長 追加が認められるか、あるいは来年度に向けてという形になる。
市長 先程の国の補正予算のこともあるし、ふるさと雇用というのは企業や法人がやる
ことですね。
企画部長 はい。
市長 いろいろな事業がある。今度に間に合わなかった所もあるので、それぞれいろい
ろ考えて積極的に提案をしてほしい。
あとなければ終わります。今年度もよろしく願います。